

平成27～28年度に進捗がみられた主な施策

消費者の安全の確保

1. 軽井沢スキーバスを受けた対応〔国交〕

平成28年6月に取りまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、「道路運送法の一部を改正する法律案」を平成28年臨時国会に提出し、成立。当該法律では、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入、事業者等の欠格事由の拡充、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて民間指定機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を盛り込んだ。

2. 子供の事故防止〔消費等〕

平成28年6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（9府省庁が参加）を設置。消費者庁において、厚生労働省の人口動態調査票を分析し、0歳児の就寝時の窒息事故に関する注意喚起を実施（平成28年10月）。また、関係省庁による取組事例を共有するとともに、平成29年3月に今後の取組方針の確認を実施。

3. 廃棄食品の不正流通事案への対応

平成28年2月に「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」において取りまとめられた「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」に従い、調査によって明らかとなった事実関係を基に、関係府省においてその時点で対応可能な対策を実施。加えて、事案の解明が進んだことを踏まえ、現行の関係法令の問題点及びその運用も含めた検証を行い、必要に応じた対応を実施。

表示の充実と信頼の確保

・美容医療に関する広告規制に見直し〔厚労〕

平成28年9月に取りまとめられた「医療機関のウェブサイト等の取扱いについて（とりまとめ）」を踏まえ、医療法改正法案を平成29年通常国会へ提出。当該法律案では、医療機関のウェブサイト等を適正化するため、虚偽又は誇大等の不適切な内容を禁止するため措置を盛り込んだ。

適正な取引の実現

1. 高齢化の進展等に対応した法執行の権限の強化（特定商取引法の見直し）〔消費〕

「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」が、平成28年通常国会で成立し、6月に公布。当該法律では、悪質事業者への対応として、次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処、業務停止命令の期間伸張や調査に関する権限強化等を盛り込んだ（法改正事項ではなく、改正法に基づく政省令の策定時に併せて検討することとされていた政省令事項についても検討を進めているところ。）。

平成27～28年度に進捗がみられた主な施策

適正な取引の実現

2. 高齢化の進展等に対応した民事ルールの充実(消費者契約法の見直し)【消費】

「消費者契約法の一部を改正する法律」が、平成28年通常国会で成立し、6月に公布。当該法律では、新たな契約取消事由として過量な内容の契約取消しの追加や事業者の債務不履行の場合における消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする条項の追加等を盛り込んだ(周知・啓発活動の一環として、説明会等への講師派遣及び一問一答の作成、逐条解説の改訂及びリーフレットの作成を実施し、消費者庁ウェブサイトにて公表。)

3. 電気通信サービス及び有料放送サービスに係る消費者保護の推進【総務】

平成27年5月に電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立・公布。当該法律では、電気通信サービス及び有料放送サービスについて、書面交付義務、初期契約解除制度、勧誘継続行為の禁止、不実告知・事実不告知の禁止等の規定が設けられた。

4. 高齢者向け住まいにおける入居者保護【厚労】

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」を平成29年通常国会へ提出。当該法律案では、有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)を盛り込んだ。

5. サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制整備【金融】

「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が平成28年通常国会で成立し、同年6月公布。当該法律では、電子決済等代行業者に対し、登録制を導入するとともに、利用者保護のための体制整備や情報の安全管理義務、財産的基礎の確保に係るルールの整備等を盛り込んだ(施行に向けて必要な準備を行っているところ)

6. 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備【経産】

平成28年6月に取りまとめた産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書等を踏まえ、「割賦販売法の一部を改正する法律」が、平成28年臨時国会において、成立。当該法律では、決済代行業者にも加盟店契約会社と同一の登録制を導入すること等を盛り込んだ。

消費者の被害救済、利益保護の枠組み整備

・被害回復制度の実効性の向上((独)国民生活センター法の改正)【消費】

「独立行政法人国民生活センター等の一部を改正する法律案」を平成29年通常国会に提出。当該法律案では、被害者の救済を消費者団体が代わって求める被害回復制度について、(独)国民生活センターが立担保できるようにするための措置を盛り込んだ。